

秋田県内就職者向け奨学金返還助成

3年間で 最大60万円

助成!

平成30年度に
県内就職される方の
募集を平成30年4月
から開始します!

ポイント

- ①民間企業就職者のほぼ全員が対象の「一般分(助成率2/3)」、
②成長産業5分野に就職する大卒者等が対象の「未来創生分(助成率10/10)」の2種類を用意!!
- 募集人数の制限がありません!要件を満たす方は、全て助成対象です!!
- 正規雇用の方に限りません!また、中途退学された方も対象です!!
- 新卒者の方はもちろん、一定の要件を満たす既卒者の方も対象です!!

注意

次のいずれかに該当する方は、助成を受けることができません。

- 平成28年度以前に、新卒者として県内就職した方
- 助成対象となる奨学金の貸与期間が、2年未満の方
- 公務員、独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人等に正規雇用されている方
- 秋田県外に本社がある企業等に雇用されている方で、主要な勤務地が秋田県内となっていない方(いわゆる「転勤族」の方)

1 助成を受ける要件

(次に掲げる、全ての要件を満たす必要があります)

(平成30年度の新卒県内就職者の例)

助成の要件	要件の詳細
1 対象となる奨学金の貸与を受けていること	(1)日本学生支援機構の奨学金【第1種、第2種】 (2)秋田県育英会の奨学金【大学月額、高等学校等、多子世帯向け、専修学校月額】 (3)県内市町村奨学金 等
2 秋田県内に、定住の意思を持って居住していること	平成30年4月1日以降に、県内居住していること(既卒者は注1を参照)
3 秋田県内で就労していること	平成30年4月1日以降、次のア)~ウ)のいずれかに該当すること(既卒者は注2を参照) ア)県内に本社がある企業等に雇用されていること イ)県外に本社がある企業等に、主な勤務地を県内に定め雇用されていること ウ)県内で新たに起業し、または農林漁業等に従事していること



既卒者(主に県外からの転入者)の場合の要件

注1)平成28年4月1日以降、秋田県外から県内に転入する、一定の県外居住実績がある方などが対象となります。

注2)平成28年4月1日以降、就労の要件を満たす場合などに対象となります。

※既卒者の詳しい要件等は、電話等でお問い合わせ下さい。